

松戸市学校給食におけるアレルギー対応の基本

中学校

自己管理を主眼にしています。本市の公立中学校では献立から事前にA、Bメニューを選択する「選択制」を導入しています。また、弁当持参も可能としています。

小学校

本市の公立小学校では、各学校の給食室（調理室）の施設環境が大量調理を基本としていることや、時間的な制約などからアレルギー対応食に十分な対応がとれないのが現状です。

各学校では、子どもたちの安全を最優先とした中で「可能な範囲で対応する」こととしております。その対応範囲は以下に示すとおりですが、各学校によって実施できる内容が一律ではありませんので、詳細につきましては、学校へお問い合わせください。

○学校生活を安全に送るために、児童についての正確な情報が必要です。

食物アレルギーを持つ児童の保護者のみなさまには、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を学校に提出してください。

○正確な情報提供に基づき、可能な範囲での対応を行います。

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」による医師の診断や食事指導・指示等を確認しながら、保護者のみなさまと学校において面談を行い、除去対応の可否や範囲などを決めさせていただきます。除去の範囲は特定原材料7品目（卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに）に限定されます。但し学校で除去可能と判断したものになりますので、全てに対応できるとは限りません。

※集団給食である学校給食では、大量調理と食器の洗浄や保管等一括して行うため、コンタミネーション（微量混入）を避けることができませんので、微量で発症する「アナフィラキシー症状」がある児童は対応の対象とできません。献立の内容によっては弁当併用をお願いします。

○子どもの安全確保を第一とし、対応人数を制限することもあります。

学校では、多数のアレルギー対応の要望が寄せられ、十分な安全確保が困難と判断した場合は、対応可能人数を制限することがありますのでご了承ください。

○対応は毎年度ごとに更新します。

個々の症状の変化や、学校全体としての対応可能範囲が年々変化することから、毎年度ごとに保護者のみなさまと面談等を行って、対応の範囲を決めていきます。

その際には新しい「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」や医師による食事指導・指示等を学校に提出してください。